

○経済産業省令第 号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百二十一号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第十四号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 赤澤 亮正

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(特定エネルギー消費機器の適用除外) 第九十二条 (略) 2 ～ 11 (略) 12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定める ガス温水機器及び電気温水機器は、次に掲げるものとする。 一 ガス温水機器 (燃料電池が発電する際に用いる水素及び酸素を熱源とするものを除く。) であつて次に掲げるもの イ JISS二二〇九 (二〇一九) 又はJIS	(特定エネルギー消費機器の適用除外) 第九十二条 (略) 2 ～ 11 (略) 12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定める ガス温水機器は、次に掲げるものとする。 一 JISS二二〇九 (二〇一九) 又はJISS二二一一 (二〇一九) の対象となるもの以外のもの 二 業務の用に供するために製造されたもの

51111 (11019) の対象となるものの
外のもの

ロ 貯蔵式湯沸器

ハ 都市ガスのうち13Aのガスグループに属
さないガスを燃料とするもの

ニ ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気
式であつて、給排気方式が開放式以外のもの

ホ ガスふろがまのうち次のいずれかに該当す
るもの

(1) 給湯の機能を有しないもの

(2) 通気方式が自然通気式のもの

三 都市ガスのうち13Aのガスグループに属せ
ないガスを燃料とするもの

四 ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式
であつて、給排気方式が開放式以外のもの

五 ガスふろがまのうち次のいずれかに該当する
もの

イ 給湯の機能を有しないもの

ロ 通気方式が自然通気式のもの

ハ 循環方式が自然循環式のもの

ニ 屋内に設置する構造のもの

六 暖房の用のみに供するもの

(3) 循環方式が自然循環式のもの

(4) 屋内に設置する構造のもの

へ 暖房の用のみに供するもの

二 燃料電池が発電する際に用いる水素及び酸素
を熱源とするガス温水機器であつて次に掲げる
もの

イ 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属
さないガスを燃料とするもの

ロ 暖房の用のみに供するもの

三 電気温水機器であつて次に掲げるもの

イ 電気ヒートポンプユニットにより圧縮され

た冷媒を熱源とする電気温水機器であつて次に掲げるもの

(1) 二酸化炭素以外の冷媒を用いるヒート

ポンプユニットを用いるもの

(2) 暖房の用に供するもの

ロ 電気ヒーターを流れる電気を熱源とする電気温水機器であつて次に掲げるもの

(1) 貯湯タンクの容量が五十リットル以下

のもの

(2) 暖房の用に供するもの

四 ガス及び電気を熱源として併用する温水機

器であつて次に掲げるもの

イ 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属

さないガスを燃料とするもの

ロ 暖房の用のみに供するもの

五 次に掲げる熱源以外を熱源とするもの

イ ガス

ロ 燃料電池が発電する際に用いる水素及び酸
素

ハ 電気ヒートポンプにより圧縮された冷媒

ニ 電気ヒーターを流れる電気

ホ ガス及び電気

13 ～ 23 (略)
(削る)

24 令第十八条第二十六号の経済産業省令で定め
る交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 ～ 十二 (略)

25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定め
る電球は、次に掲げるものとする。

一 ～ 十三 (略)

26 令第十八条第二十八号の経済産業省令で定め

13 ～ 23 (略)

24 令第十八条第二十六号の経済産業省令で定め
る電気温水機器は、業務の用に供するために製
造されたものとする。

25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定め
る交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 ～ 十二 (略)

26 令第十八条第二十八号の経済産業省令で定め
る電球は、次に掲げるものとする。

一 ～ 十三 (略)

27 令第十八条第二十九号の経済産業省令で定め

るシヨークースは、次に掲げるものとする。

一 〇二二 (略)

るシヨークースは、次に掲げるものとする。

一 〇二二 (略)

附 則

この省令は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。